

平成 26 年度第 1 回宗像市都市計画審議会

＜第 2 号議案＞

宗像都市計画地区計画の決定

(宗像市決定)

平成 26 年 8 月 11 日 (月)

宗像市役所 第 2 委員会室

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）<案>

都市計画原町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	原町地区地区計画		
位 置	宗像市原町の一部		
面 積	約 6. 5 ヘクタール		
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東郷駅から南西へ約5キロメートルの宗像市の南部に位置し、落ち着いた旧唐津街道沿いの街なみと周囲の田園風景が調和した景観が形成された住宅を主体とするまちである。</p> <p>そこで本計画は、街道沿いの街なみと自然が調和した、良好な住環境の形成及び落ち着きのある街なみ景観の保全を図る。</p>		
及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土地利用の方針	低層系の住宅等の用途を主体とした、緑豊かな落ち着いた街道沿いの街なみ景観、良好な住環境の保全及び形成を図る。	
	地区施設の整備の方針	本地区内における既設地区施設の機能、景観を損なわないよう維持及び保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物の高さの最高限度、形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定め、良好な居住環境の形成と維持、保全を図る。	
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、13メートル以下とする。
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根並びに建築物に付属する門又は扉は、街なみに調和した落ち着きのある色調とする。
		かき又はさくの構造の制限	建築物に付属する門又は扉は、街なみに調和した形状とする。
備 考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。		

「区域は、計画図表示のとおり。」

## 宗像都市計画地区計画の決定（原町地区）

本地区は、旧唐津街道沿いに落ち着いた街なみと周囲の田園風景が調和した景観が形成されている住宅を主体とするまちであり、宗像市都市計画マスターPLANにおいても「歴史的地区」と位置づけ、これまで街なみ環境整備事業を活用し本地区の民家の修景など景観の保全・形成を進めてきた。この度、本事業の完了にあわせて、計画的で良好な市街地形成のため地区計画を定めるものである。

# 宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定） 総括図



